

組合規程の一部変更（健康診査等補助金支給規程）について

本年4月1日より「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、医療保険者に対し40歳以上74歳までの全加入者に「特定健診・特定保健指導」の実施が義務化されます。

これにより被保険者本人はもとより、被扶養者についても特定健診を受診する機会を設けることが求められることとなりました。

また一方で生活習慣を主因とした「がん」への罹患者増と、「がん」による死亡が年間死亡者の3人に1人までを占める事態となっており、当健保でもこうした傾向が伺えます。

これらを踏まえ、これまで健保組合の保健事業の中核として行なってきました疾病予防事業について、より加入者全員のセーフティネットとしての役割の強化と健康寿命の延伸を図っていくため、「健康診査等補助金支給規程」の一部変更、「人間ドック・主婦人間ドック実施要領」の一部変更を行なうと伴に、「がん検診実施要領」新設しました。変更、新設した規程、実施要領は健保組合のホームページに掲載いたします。

以上